

### 3. 鉄道の状況

対象事業実施区域及びその周辺における鉄道の平成 29 年度平均乗車人員を表 3-2-5-3 に、平成 25 年度から平成 29 年度の駅別平均乗車人員の推移を表 3-2-5-4 に、鉄道路線図を図 3-2-5-3 に示す。

対象事業実施区内を通過する路線としては中心部分を横断する東葉高速鉄道があり、最寄り駅は東側の東海神駅と、西側の飯山満駅がある。対象事業実施区域及びその周辺には、南側に総武線、東側に東武アーバンパークライン、西側に新京成線があり、それぞれの最寄り駅は、総武線は東船橋駅、東武アーバンパークラインは新船橋駅、新京成線は前原駅となっている。

平成 29 年度の乗員人員は、東葉高速鉄道の東海神駅は 4,109 人/日、飯山満駅は 9,673 人/日であった。また平成 25 年度を平成 29 年度と比較すると、東海神駅で約 600 人/日、飯山満駅で約 1,100 人/日増加していた。なお、東葉高速鉄道以外の路線についても周辺のすべての駅において乗車人員は増加する傾向が見られた。

表 3-2-5-3 平成 29 年度の駅別平均乗車人員

鉄道	駅名	乗車人員（人）		
		総数	普通	定期
JR 総武線	西船橋	138,177	53,893	84,284
	船橋	139,109	48,012	91,097
	東船橋	19,835	5,703	14,132
	津田沼	104,073	29,957	74,116
京成本線	京成西船	5,327	2,587	2,740
	海神	2,711	1,386	1,325
	京成船橋	47,225	19,757	27,468
	大神宮下	2,444	1,383	1,061
東葉高速鉄道	西船橋	59,682	14,462	45,220
	東海神	4,109	1,746	2,363
	飯山満	9,673	2,694	6,979
東武アーバンパークライン	船橋	57,476	18,211	39,265
	新船橋	6,798	3,157	3,641
	塚田	8,019	2,524	5,495
	馬込沢	13,513	4,612	8,901
新京成線	前原	4,555	2,245	2,310
	薬園台	7,617	3,239	4,378
	習志野	6,788	2,495	4,293

出典：「平成 30 年版船橋市統計書」（船橋市ホームページ）

表 3-2-5-4 平成 25 年度から平成 29 年度までの駅別平均乗車人員の推移

鉄道名	駅名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
JR 総武線	西船橋	130,814	131,895	134,362	136,067	138,177
	船橋	136,575	135,322	137,173	138,004	139,109
	東船橋	19,134	18,833	19,251	19,444	19,835
	津田沼	104,082	102,125	103,404	103,702	104,073
京成本線	京成西船	4,730	4,861	4,965	5,143	5,327
	海神	2,366	2,400	2,493	2,598	2,711
	京成船橋	46,542	46,000	46,673	46,970	47,225
	大神宮下	2,140	2,190	2,314	2,354	2,444
東葉高速鉄道	西船橋	53,887	54,701	56,369	57,689	59,682
	東海神	3,494	3,636	3,789	3,950	4,109
	飯山満	8,464	8,608	9,040	9,299	9,673
東武アーバン パークライン	船橋	56,450	55,659	56,316	56,878	57,476
	新船橋	5,877	6,093	6,392	6,669	6,798
	塚田	7,167	7,196	7,445	7,753	8,019
	馬込沢	13,466	13,221	13,342	13,387	13,513
新京成線	前原	4,048	4,116	4,325	4,473	4,555
	薬園台	7,522	7,442	7,461	7,501	7,617
	習志野	6,643	6,599	6,707	6,707	6,788

出典：「平成 30 年版船橋市統計書」（船橋市ホームページ）



### 3-2-6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の概況及び住宅の配置の概況

#### 1. 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の概況

##### (1) 教育施設、保育園等

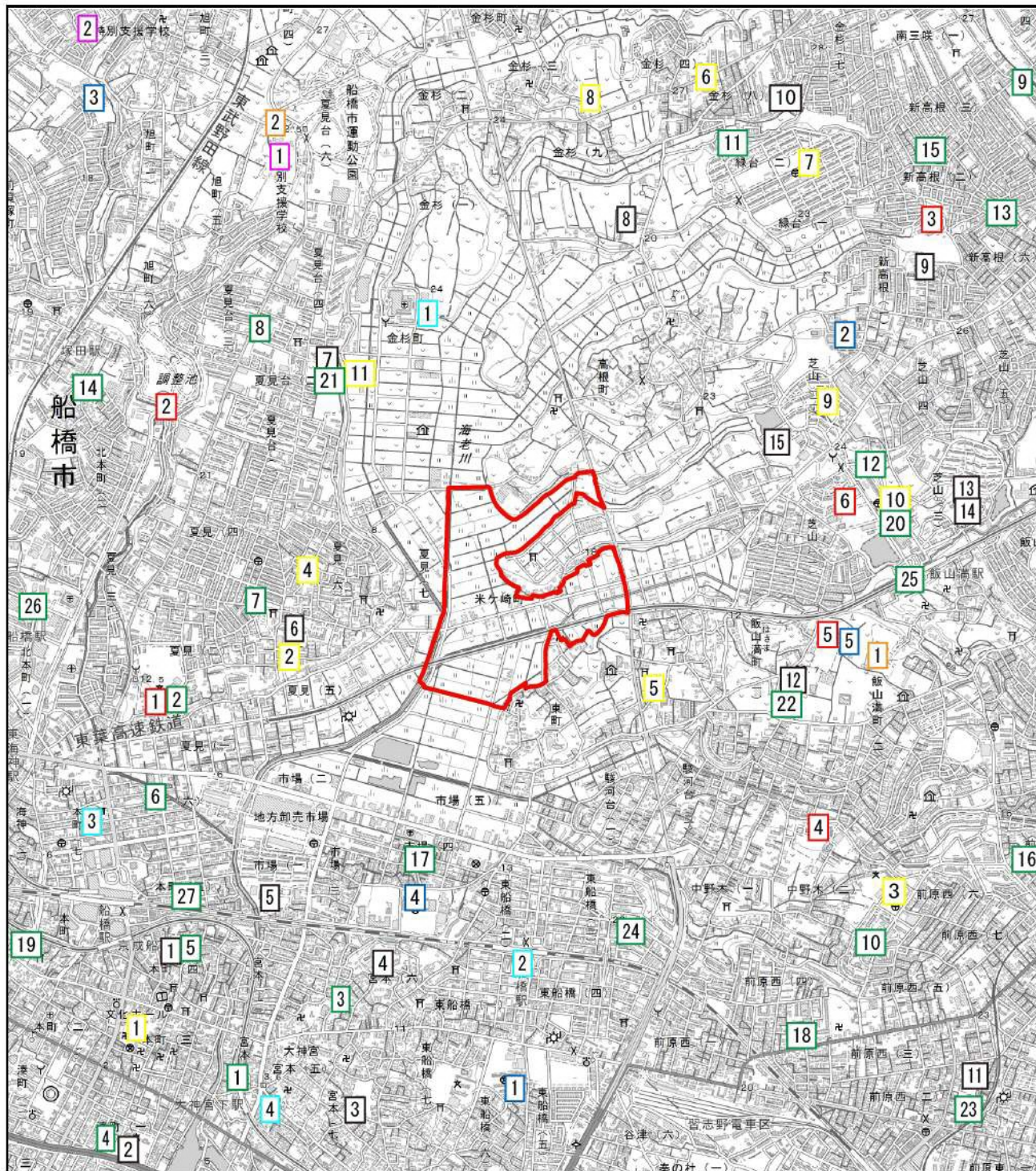
対象事業実施区域及びその周辺における環境の保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設、保育園等）を表 3-2-6-1 に、配置状況を図 3-2-6-1 に示す。

対象事業実施区域内には環境の保全についての配慮が特に必要な施設は存在しない。対象事業実施区域に近い施設としては、南東約 340m に神明幼稚園、西約 550m に八栄小学校、同じく西約 560m にシオン幼稚園がある。

表 3-2-6-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設、保育園等）

分類	番号	施設名	住所	分類	番号	施設名	住所		
保育園	1	船橋ピコレール保育園	宮本 2-6-26	こども園	1	不二幼稚園	飯山満町 2-666		
	2	ククルなかよし保育園	夏見 2-11-43		2	船橋旭こども園	夏見台 5-7-13		
	3	宮本第一保育園	宮本 6-26-27			小学校	1	船橋小学校	本町 4-17-20
	4	湊町保育園	湊町 1-16-23				2	湊町小学校	湊町 1-16-5
	5	中央保育園	本町 4-17-21	3			宮本小学校	宮本 7-10-1	
	6	本町保育園	本町 6-7-18	4	峰台小学校		宮本 6-33-1		
	7	夏見第一保育園	夏見 4-10-26	5	市場小学校		市場 1-5-1		
	8	夏見第二保育園	夏見台 4-1-1	6	八栄小学校		夏見 5-27-1		
	9	高根保育園	新高根 4-19-2	7	夏見台小学校		夏見台 2-12-1		
	10	二宮保育園	前原西 6-1-12	8	高根小学校		高根町 2895		
	11	緑台保育園	緑台 2-4-11	9	高根東小学校		新高根 1-17-1		
	12	芝山第一保育園	芝山 3-10-4	10	金杉小学校		金杉 8-10-1		
	13	かもめ保育園	新高根 6-43-3	11	前原小学校		前原西 2-28-1		
	14	しらゆり保育園	北本町 2-47-7	12	中野木小学校		中野木 2-19-1		
	15	杉の子保育園	新高根 3-8-1	13	飯山満南小学校		飯山満町 1-954-4		
	16	前原保育園	前原西 8-23-5	14	芝山東小学校		芝山 3-19-1		
	17	みどり保育園	市場 4-12-3	15	芝山西小学校		芝山 2-4-1		
	18	前原ひまわり保育園	前原西 4-18-19	中学校	1	船橋中学校	夏見 2-11-1		
	19	海神第二保育園	本町 1-23-7		2	宮本中学校	東船橋 7-8-1		
	20	かもめ保育園(芝山分園)	芝山 3-10-8		3	高根中学校	新高根 1-17-2		
	21	夏見台保育園	夏見台 2-16-1		4	前原中学校	中野木 2-33-1		
	22	なの花保育園	飯山満町 1-967-1		5	飯山満中学校	飯山満町 1-946-1		
	23	たちばな保育園	前原西 2-24-10		6	芝山中学校	芝山 1-40-11		
	24	敬心ゆめ保育園	東船橋 3-15-8	高等学校	1	県立船橋高等学校	船橋市東船橋 6-1-1		
	25	シーガル保育園	飯山満町 2-1007-1		2	県立船橋東高等学校	船橋市芝山 2-13-1		
	26	ゆいまーる保育園	北本町 1-12-8		3	県立船橋啓明高等学校	船橋市旭町 333		
	27	パルパステル保育園	本町 5-14-15		4	市立船橋高等学校	市場 4-5-1		
			5		船橋学園東葉高等学校	飯山満町 2-665-1			
幼稚園	1	船橋幼稚園	本町 3-36-32	特別支援	1	船橋夏見特別支援学校	夏見台 5-6-1		
	2	船橋ひまわり幼稚園	夏見 5-26-22		2	千葉県立船橋特別支援学校	上山町 3-507		
	3	富士見第二幼稚園	前原西 6-1-13	その他	1	市立看護専門学校	金杉 1-28-7		
	4	シオン幼稚園	夏見 6-6-6		2	船橋ファッション&ビジネス専門学校	本町 2-3-21		
	5	神明幼稚園	飯山満町 1-640		3	船橋情報ビジネス専門学校	本町 7-12-16		
	6	第二船橋ひまわり幼稚園	金杉 8-4-12		4	ふなばし美術学院	宮本 4 丁目 4-22		
	7	みどり台幼稚園	緑台 2-6						
	8	金杉幼稚園	金杉 3-6-1						
	9	みのり第二幼稚園	芝山 2-5-17						
	10	栄光幼稚園	芝山 3-10-9						
	11	夏見台幼稚園	夏見台 2-16-1						

出典：「船橋市民便利帳平成 30～32(2020)年版」(2018 年 10 月、船橋市)



凡例



：対象事業実施区域

□ 小学校

□ 特別支援学校

□ 中学校

□ その他

□ 高校

□ 幼稚園

□ 保育園

□ こども園



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-2-6-1 環境の保全についての  
配慮が特に必要な施設  
(教育施設、保育園等)

出典：「船橋市民便利帳平成30～32(2020)年版」(2018年10月、船橋市)  
※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

(2) 医療・文化・福祉施設等

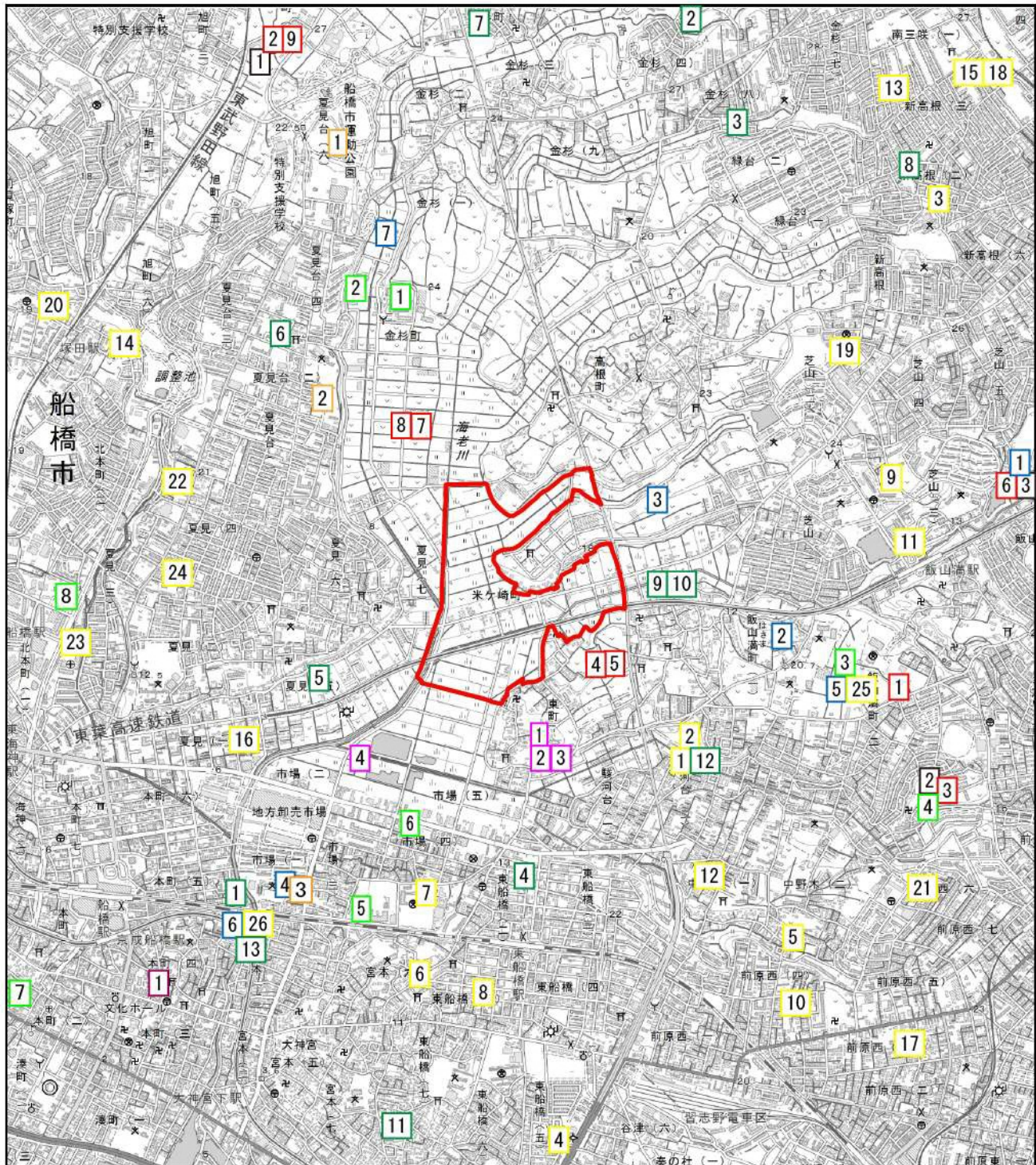
対象事業実施区域及びその周辺における環境の保全についての配慮が特に必要な施設（医療・文化・福祉施設等）の一覧を表 3-2-6-2 に、配置状況を図 3-2-6-2 に示す。

対象事業実施区域内には環境の保全についての配慮が特に必要な施設（医療・文化・福祉施設等）は存在しない。対象事業実施区域に近い施設としては、東約 100m に認知症対応型共同生活介護施設のグループホームアスカみずきがあり、南東約 200m に総合教育センター及びプラネタリウム館、南東約 130m に介護老人福祉施設のさわやか苑がある。

表 3-2-6-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（医療・文化・福祉施設等）

分類	番号	施設名	住所	分類	番号	施設名	住所
病院	1	船橋市立医療センター	金杉 1-21-1	有料老人ホーム	1	敬老園ナーシングヴィラ東船橋	駿河台 2-29-29
	2	船橋市立リハビリテーション病院	夏見台 4-26-1		2	ライフコミュニケーション船橋	駿河台 2-1-17
	3	船橋整形外科病院	飯山満町 1-833		3	ケアライフ船橋	新高根 5-3-1
	4	千葉病院	飯山満町 2-508		4	家族の家ひまわり船橋	東船橋 5-17-10
	5	総武病院	市場 3-3-1		5	SOMPO ケア ラヴィーレ津田沼	中野木 2-3-32
	6	青山病院	市場 4-21-8		6	プレザンメゾン東船橋	宮本 6-31-1
	7	板倉病院	本町 2-10-1		7	ニチイホーム東船橋	市場 4-4-35
	8	船橋総合病院	北本町 1-13-1		8	ハッピーニューライフ東船橋	東船橋 1-21-1
図書館	1	中央図書館	本町 4-38-28		9	グルーブリビング礎	芝山 3-9-9
文化施設	1	総合教育センター	東町 834		10	サニーライフ船橋	前原西 4-21-17
	2	プラネタリウム館	東町 834		11	イリーゼ船橋はさま	芝山 3-12-5
	3	視聴覚センター	東町 834		12	ここち東船橋	中野木 1-6-1
	4	ふなばし市民大学校	市場 2-6-1		13	南三咲ハイム	南三咲 1-11-12
運動施設	1	運動公園	夏見台 6-4-1		14	イリーゼ船橋塚田・新館	前貝塚町 509-5
	2	夏見台近隣公園	夏見台 2-13		15	センチュリーテラス船橋 1 番館	新高根 3-27-1
	3	武道センター	市場 1-3-1		16	ここち船橋夏見	夏見 1-17-27
ケアハウス	1	みどりの丘	旭町 4-9-1		17	そんぼの家 S 船橋前原	前原西 3-16-6
	2	ケアハウス市立船橋長寿園（市立）	飯山満町 2-519-3		18	センチュリーテラス船橋 2 番館	新高根 3-27-2
	3	オレンジガーデン	芝山 7-41-3		19	ココファンはさま	芝山 2-12-8
介護老人福祉施設	1	ワールドナーシングホーム	飯山満町 2-681		20	サービス付き高齢者向け住宅ファミリア	前貝塚町 1008-1
	2	船橋あさひ苑	旭町 4-9-1		21	ウエリスオリーブ津田沼	前原西 6-6-80
	3	第 2 ワールドナーシングホーム	飯山満町 2-518-1		22	エイジフリーハウス船橋夏見	夏見 3-31-40
	4	さわやか苑	米ヶ崎町 691-1		23	オウカス船橋	北本町 1-16-56
	5	さわやか苑（ユニット型）	米ヶ崎町 691-1		24	銀木屋<船橋夏見>	夏見 2-16-12
	6	オレンジガーデン	芝山 7-41-2		25	有料老人ホームはさま	飯山満町 2-685-3
	7	船橋健恒会ケアセンター	金杉町 141-2		26	有料老人ホームきやろっと	本町 4-8-30
	8	船橋健恒会ケアセンター南館	金杉町 139-2	認知症対応型共同生活介護	1	グループホームつぶぞろい	本町 5-19-1
	9	ふなばし翔裕園（ユニット型）	旭町 4-19-30		2	グループホームうららか船橋	金杉 9-8-22
介護老人保健施設	1	オレンジガーデン・ケアセンター	芝山 7-41-1		3	グループホームゆう希苑ふなばし	金杉 8-24-11
	2	フェルマータ船橋	飯山満町 1-822		4	グループホームひかり千葉船橋	東船橋 2-17-17
	3	船橋うぐいす園	高根町 1-1		5	セントケアホーム夏見	夏見 5-6-9
	4	やすらぎ	市場 3-3-1		6	ニチイケアセンター夏見台	夏見台 4-15-50
	5	はさま徳洲苑	飯山満町 2-685-3		7	グループホームゆう希苑かなすぎ	金杉町 882-3
	6	リハビリケア船橋	本町 4-8-30		8	グループホームひまわり新高根	新高根 2-24-7
	7	なつみの郷	夏見台 4-24-1		9	グループホームアスカみずき I	飯山満町 1-206
			10		グループホームアスカみずき II	飯山満町 1-206	
			11		グループホームきらら船橋宮本	宮本 8-1-22	
			12		グループホームカラン	中野木 2-32-3	
			13		コンフォートフィオーレ宮本	宮本 1-2-15	

出典：「船橋市民便利帳 平成 30～32（2020）年版」（2018 年 10 月、船橋市）



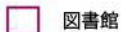
凡例



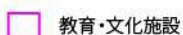
：対象事業実施区域



病院



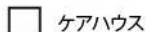
図書館



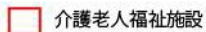
教育・文化施設



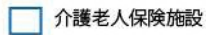
公園・運動施設



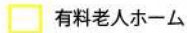
ケアハウス



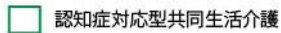
介護老人福祉施設



介護老人保険施設



有料老人ホーム



認知症対応型共同生活介護



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-2-6-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（医療・文化・福祉施設等）

出典：「船橋市民便利帳平成30～32(2020)年版」（2018年10月、船橋市）  
※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

## 2. 住宅の状況

対象事業実施区域及びその周辺における町別人口及び世帯数を表 3-2-6-3 に、配置状況を図 3-2-6-3 に示す。

対象事業実施区域は、米ヶ崎町、東町、高根町、飯山満町にまたがって位置しており、それぞれの人口は、米ヶ崎町が 247 人、東町が 568 人、高根町が 1,708 人、飯山満町が 19,448 人となっている（対象事業実施区域内の人口は 0 人である）。

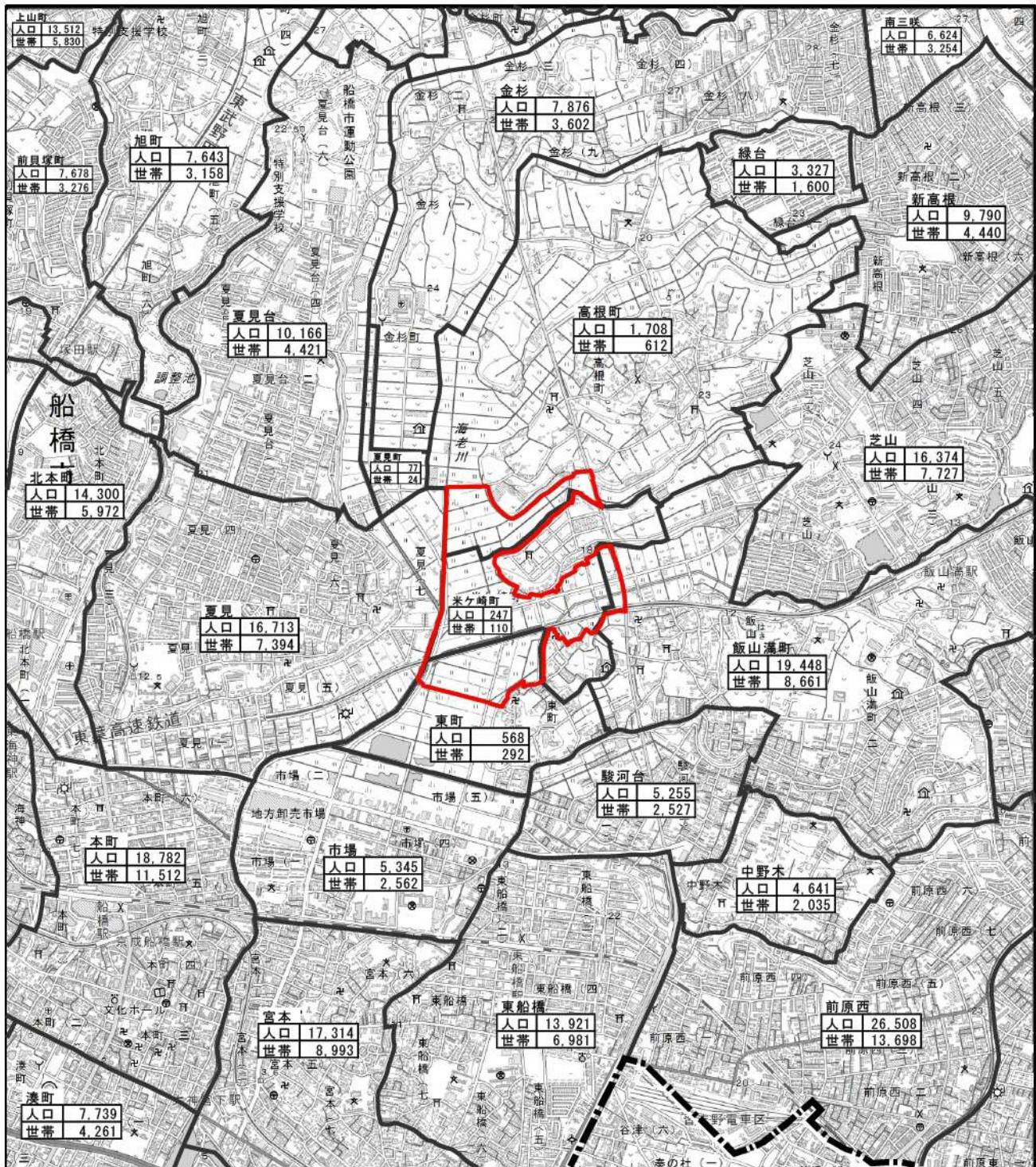
表 3-2-6-3 町別人口及び世帯数

町丁名	人口（人）	世帯数（戸）
旭町	7,643	3,158
東町	568	292
市場	5,345	2,562
金杉	7,876	3,602
上山町	13,512	5,830
北本町	14,300	5,972
米ヶ崎町	247	110
芝山	16,374	7,727
新高根	9,790	4,440
駿河台	5,255	2,527
高根町	1,708	612
中野木	4,641	2,035
夏見	16,713	7,394
夏見台	10,166	4,421
夏見町	77	24
飯山満町	19,448	8,661
東船橋	13,921	6,981
前貝塚町	7,678	3,276
本町	18,782	11,512
前原西	26,508	13,698
緑台	3,327	1,600
湊町	7,739	4,261
南三咲	6,624	3,254
宮本	17,314	8,993

注)  : 対象事業実施区域に含まれる町名

出典: 「船橋市町丁別人口」(令和元年 11 月、船橋市ホームページ)





凡例



：対象事業実施区域

——：町界  
 - - - -：市場



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
 m

図 3-2-6-3 町別人口及び世帯数

出典：「船橋市町丁別人口」（令和元年11月、船橋市ホームページ）  
 ※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

### 3-2-7 下水道の整備状況

船橋市の下水道計画図を図 3-2-7-1 に示す。

船橋市は5処理区に分割して下水道処理を実施している。対象事業実施区域及びその周辺は高瀬処理区域にあることから、供用後の下水はすべて高瀬下水処理場に運ばれる計画である。

平成30年度の高瀬処理区域及び船橋市全体の下水道の整備状況を表3-2-7-1に、平成26年度から平成30年度までの船橋市下水道普及状況の推移を表3-2-7-2に示す。

高瀬処理区域の下水道の整備率（面積比）は65.5%、普及率（人口比）は86.6%であり、船橋市全体の整備率と比較して高く、普及率はほぼ同じ状態にある。

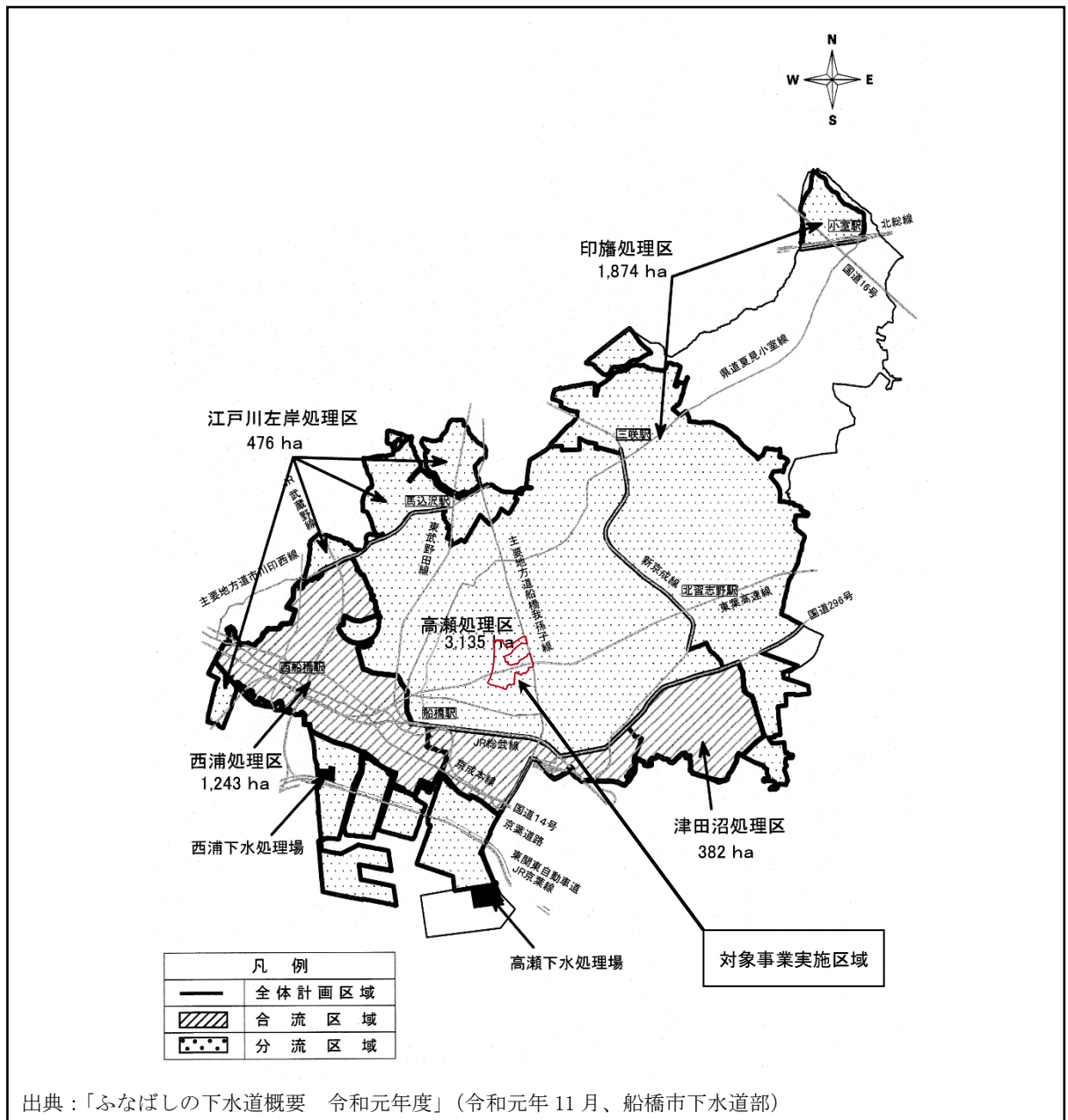


図 3-2-7-1 下水道計画図

表 3-2-7-1 下水道普及状況（平成 30 年度末現在）

区域 区分	A 行政 区域 面積 (ha)	B 行政 区域内 人口 (人)	整備面積			整備人口		
			C 事業計画 区域面積 (ha)	D 整備面積 (ha)	D/A 整備率 (面積比%)	E 計画区域 内人口 (人)	F 整備人口 (人)	F/B 普及率 (人口比%)
高瀬処理区	3,135	289,392	2,307	2,052	65.5	273,252	250,743	86.6
船橋市全体	8,562	640,012	5,587	4,728	55.2	609,114	558,710	87.3

出典：「ふなばしの下水道概要 令和元年度」（令和元年 11 月、船橋市下水道部）

表 3-2-7-2 船橋市の下水道普及状況の推移（平成 26 年度～平成 30 年度）

項目 年度	汚水普及率				汚水整備率		雨水整備率	
	市域		整備済 人口 (人)	普及率 (%)	整備済 面積 (ha)	整備率 (%)	整備済 面積 (ha)	整備率 (%)
	人口 (人)	面積 (ha)						
平成 26 年度	624,396	8,564	506,006	81.0	4,316	50.4	1,817	21.2
平成 27 年度	627,816	8,562	515,092	82.0	4,388	51.2	1,818	21.2
平成 28 年度	632,341	8,562	533,107	84.3	4,510	52.7	1,818	21.2
平成 29 年度	636,539	8,562	546,649	85.9	4,628	54.1	1,854	21.7
平成 30 年度	640,012	8,562	558,710	87.3	4,728	55.2	1,865	21.8

出典：「ふなばしの下水道概要 令和元年度」（令和元年 11 月、船橋市下水道部）

### 3-2-8 環境保全関係法令による指定及び規制等の状況

#### 1. 環境保全関係法令による指定及び規制の概要

対象事業実施区域及びその周辺における環境保全関係法令等による指定及び規制の概要を、表 3-2-8-1 に示す。

表 3-2-8-1 環境保全関係法令等による指定及び規制の概要

分野	地域・地区等		指定・規制等の状況		法令等
			対象事業実施区域	その周辺	
自然環境保全	自然公園等	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域等	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	千葉県自然環境保全条例
		郷土環境保全地域	×	×	
	鳥獣保護区等	鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
特定猟具使用禁止区域（銃器）		○	○		
公害防止・地球環境保全	大気汚染	環境基準	○	○	環境基本法
		二酸化窒素に係る環境目標値	○	○	千葉県環境目標値
		排出基準	○	○	大気汚染防止法
			○	○	千葉県上乘せ基準、その他指導要綱等
	水質汚濁	環境基準（生活環境保全）	○	○	環境基本法
		環境基準（人の健康の保護）	○	○	環境基本法
		排水基準	○	○	水質汚濁防止法
			○	○	湖沼水質保全特別措置法
	土壌汚染	環境基準	○	○	環境基本法
		農用地土壌汚染対策地域	×	×	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
		指定区域	×	×	土壌汚染対策法
	騒音	環境基準（地域の類型指定）	○	○	環境基本法
		騒音規制地域	○	○	騒音規制法
		指定地域以外の地域	○	○	船橋市環境保全条例
	振動	振動規制地域	○	○	振動規制法
		指定地域以外の地域	○	○	船橋市環境保全条例
	悪臭	悪臭規制地域	○	○	悪臭防止法
		用途地域区分別の指導	○	○	臭気濃度の千葉県指導目標値
	地盤沈下	地下水採取の規制地域	○	○	工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、千葉県環境保全条例、船橋市環境保全条例
温室効果ガス	温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度	○	○	地球温暖化対策の推進に係る法律	
国土保全	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
文化財	史跡・名勝・天然記念物	×	○	文化財保護法・千葉県文化財保護条例	
	埋蔵文化財	○	○	千葉県文化財保護条例	

注) 指定・規制等に該当する場合は○、該当しない場合は×を示す。

## 2. 自然環境の保全に係る指定及び規制の状況

### (1) 自然公園

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」（昭和 32 年、法律第 161 号）による国定公園及び「千葉県立自然公園条例」（昭和 35 年、千葉県条例第 50 号）に基づく自然公園の指定はない。

### (2) 鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年、法律第 88 号）に基づき指定されている鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃器）の状況を、表 3-2-8-2 及び図 3-2-8-1 に示す。

船橋市は全域が特定猟具使用禁止区域（銃器）となっており、銃器を用いた狩猟は禁止されている。

表 3-2-8-2 鳥獣保護区等の指定状況

名 称	所 在 地	面積 (ha)	期 間
東葛飾・市川船橋浦安沖 特定猟具使用禁止区域（銃器）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、 習志野市、柏市、流山市、我孫子市、 鎌ヶ谷市、浦安市、印西市	52,050	H29. 11. 1～R9. 10. 31

出典：「令和元年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」（平成 30 年 11 月、千葉県）

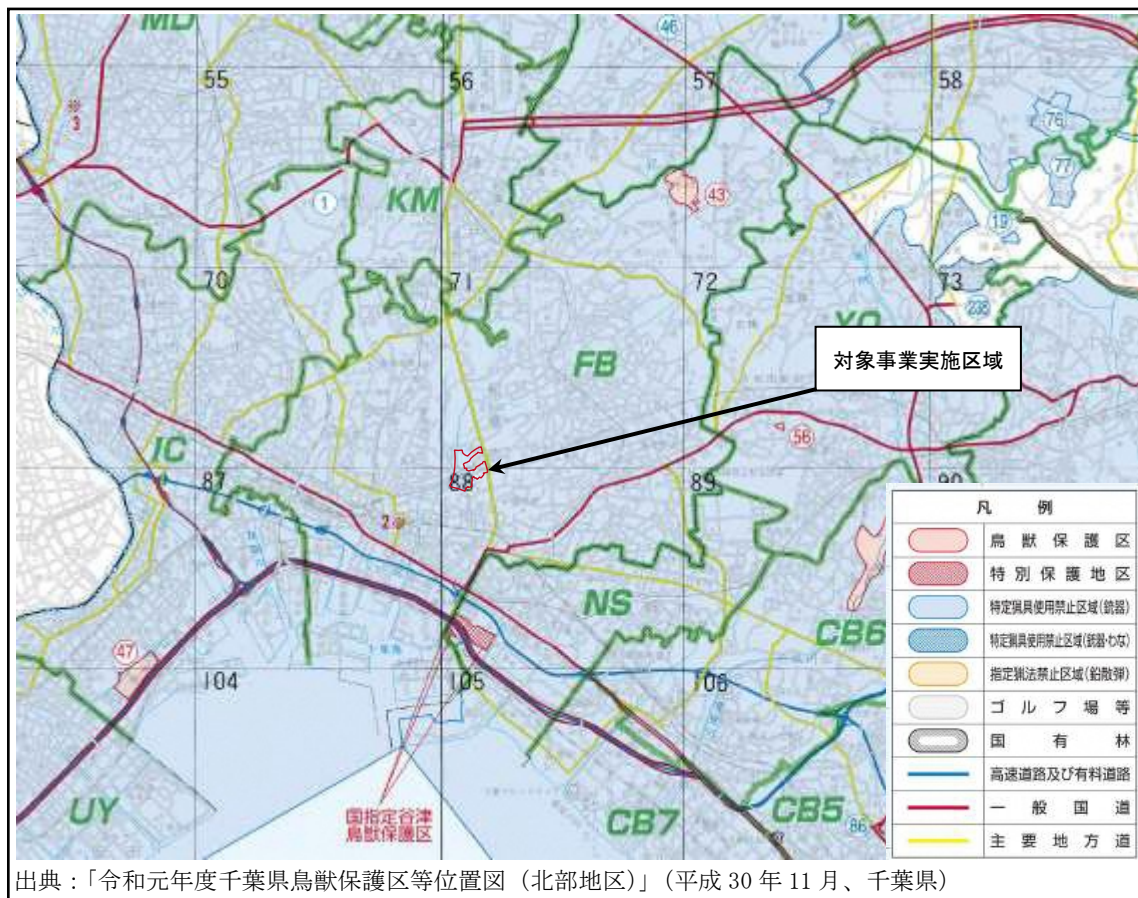


図 3-2-8-1 鳥獣保護区等の指定状況

### 3. 公害防止に係る指定及び規制の状況

#### (1) 大気汚染

##### ① 環境基準

「環境基本法」(平成5年、法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準を、表3-2-8-3に示す。

表3-2-8-3(1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

備考1：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

備考2：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)

最終改正(平成8年10月、環境庁告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)

最終改正(平成8年10月、環境庁告示第74号)

表3-2-8-3(2) 大気の汚染に係る環境基準(ベンゼン等)

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月、環境庁告示第4号)

最終改正(平成30年11月、環境省告示第100号)

表3-2-8-3(3) 大気の汚染に係る環境基準(微小粒子状物質)

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月、環境省告示第33号)

表3-2-8-3(4) 大気の汚染に係る環境基準(ダイオキシン類)

物質	ダイオキシン類
環境上の条件	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

備考2：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」

(平成11年、環境庁告示第68号)

## ② 千葉県環境目標値

千葉県では、二酸化窒素に係る環境目標値を定めている。千葉県環境目標値を表 3-2-8-4 に示す。

表 3-2-8-4 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値

日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下
--------------------------

出典：「二酸化窒素に係る環境目標値」（大第 114 号環境部長通知、昭和 54 年 4 月）

## ③ 大気汚染防止法に基づく排出基準

大気汚染防止法は、大気環境に関して国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること、健康被害が生じた場合に被害者の保護を図ることを目的に、工場・事業場における事業活動並びに建築物の解体に伴って発生する「ばい煙」や「揮発性有機化合物（VOC）、「粉じん」、「水銀等」の排出等の規制を行っている。固定発生源（工場や事業場等）から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。一方、千葉県はばいじんと有害物質について上乘せ条例を制定しており、地域ごとに規制を強化している。さらに硫黄酸化物と窒素酸化物には千葉県による指導要綱が定められている。また、法改正によりVOCの規制が開始されたことを受けて「千葉県揮発性有機化学物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条約」が施行されている。

## (2) 水質汚濁

### ① 環境基準

「環境基本法」に基づく水質の汚濁に係る環境基準を表 3-2-8-5 に示す。

水質の汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する環境基準及び人の健康の保護に関する環境基準に分けて設定されている。なお、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域について、各公共用水域の水域類型指定ごとに設定される基準であり、人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域について一律に適用される基準である。対象事業実施区域及びその周辺の水質の汚濁に係る環境基準の類型指定状況を表 3-2-8-6 に示す。対象事業区域内を流れる海老川は、環境基準の一般項目（BOD 等）は E 類型が、水生生物保全項目については生物 B 類型が指定されている。

### ② 排水基準

「水質汚濁防止法」に基づき、特定事業所から公共用水域への排水に対して排水基準が定められている。また、千葉県では河川や湖沼、海域の水質を低減させるために「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」により法律で定められた基準より厳しい上乘せ基準を設定している。なお、船橋市は湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼である印旛沼に係る指定地域に含まれており、該当する施設の規制基準が設定されている。

さらに「千葉県環境保全条例」では、水質汚濁防止法で定められた規模未満の施設や同法に定められていない施設を規制の対象としている。

表 3-2-8-5(1) 水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg /1 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/1 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。						

備考1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

備考2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

備考3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

備考4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

備考5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）、最終改正（平成31年3月、環境省告示第46号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.001mg/1 以下	0.03mg/1 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.0006mg/1 以下	0.02mg/1 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.04mg/1 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼 稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.04mg/1 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

最終改正（平成31年3月、環境省告示第46号）



表 3-2-8-5 (2) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	達成期間	該当水域
カドミウム	0.003mg/l 以下	設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。	全公共用水域
全シアン	検出されないこと。		
鉛	0.01mg/l 以下		
六価クロム	0.05mg/l 以下		
砒素	0.01mg/l 以下		
総水銀	0.0005mg/l 以下		
アルキル水銀	検出されないこと。		
P C B	検出されないこと。		
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下		
四塩化炭素	0.002mg/l 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下		
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下		
チウラム	0.006mg/l 以下		
シマジン	0.003mg/l 以下		
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下		
ベンゼン	0.01mg/l 以下		
セレン	0.01mg/l 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下		
ふっ素	0.8mg/l 以下		
ほう素	1mg/l 以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下		

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

備考3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

備考4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）

最終改正（平成 31 年 3 月、環境省告示第 46 号）

表 3-2-8-6(1) 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定

一般項目（BOD 等）

水 域 名	範 囲	水域類型	達成期間
海老川	全域	E	ハ

注）達成期間：ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「環境基準の水域類型指定」（昭和 48 年 7 月、千葉県告示第 605 号）

表 3-2-8-6(2) 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定

水生生物保全項目（全亜鉛、イニルフェノール、LAS）

水 域 名	範 囲	水域類型	達成期間
海老川	全域	生物 B	イ

注）達成期間：イ 直ちに達成

出典：「環境基準の水域類型指定」（平成 23 年 12 月、千葉県告示第 798 号）

(3) 土壌汚染

① 環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3-2-8-7 に示す。

② 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年、法律第 139 号)に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件を表 3-2-8-8 に示す。

平成 30 年度末現在、千葉県内には農用地土壌汚染対策地域の指定地域はない。

③ 土壌汚染対策法による指定区域の指定基準

「土壌汚染対策法」(平成 14 年、法律第 53 号)に基づく指定区域の指定に係る基準を表 3-2-8-9 を示す。

対象事業実施区域及びその周辺には指定区域の指定はない。

表 3-2-8-7 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>この環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地、その他の別表項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。</p> <p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月、環境庁告示第 46 号）

最終改正（平成 31 年 3 月、環境省告示第 48 号）

表 3-2-8-8 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

特定物質	指定基準
カドミウム及びその化合物	米一キログラムにつき〇・四ミリグラム以上
銅及びその化合物	土壌一キログラムにつき百二十五ミリグラム以上 (田に限る)
砒素及びその化合物	土壌一キログラムにつき十五ミリグラム以上 (田に限る)

出典：「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令」（昭和 46 年 6 月、政令第 204 号）  
最終改正（平成 22 年 6 月、政令第 148 号）

表 3-2-8-9 土壌汚染対策法による指定区域の指定基準

項目	溶出量基準	含有量基準	
第 1 種 特定有害 物質	クロロエチレン	0.002mg/1 以下	—
	四塩化炭素	0.002mg/1 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下	—
	ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下	—
	トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下	—
	ベンゼン	0.01mg/1 以下	—
第 2 種 特定有害 物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/1 以下	150mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/1 以下	250mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005mg/1 以下	15mg/kg 以下
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01mg/1 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/1 以下	150mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/1 以下	150mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/1 以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/1 以下	4,000mg/kg 以下	
第 3 種 特定有害 物質	シマジン	0.003mg/1 以下	—
	チウラム	0.006mg/1 以下	—
	チオベンカルブ	0.02mg/1 以下	—
	PCB	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月、環境省令第 29 号）  
最終改正（平成 31 年 1 月、環境省令第 3 号）

(4) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年、法律第105号)に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準を表3-2-8-10に示す。

表3-2-8-10 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考	
<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</p>	

注1) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) 水質汚濁(水底の底質の汚染を除く)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注4) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年12月、環境庁告示第68号)

最終改正(平成21年3月、環境省告示第11号)

(5) 騒音

① 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、一般地域、道路に面する地域、飛行場周辺の地域及び新幹線沿線の地域別に指定されている。

一般地域及び道路に面する地域の騒音に係る環境基準を表 3-2-8-11 に、道路に面する地域の騒音に係る環境基準を表 3-2-8-12 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を表 3-2-8-13 に示す。なお、対象事業実施区域は市街化調整区域であり、船橋市告示第 65 号（平成 15 年）において B 類型に指定されている。

表 3-2-8-11 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域の類型	基準値	
	昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考 A 類型：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、  
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域  
B 類型：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部  
C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 3-2-8-12 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 （午前 6 時～午後 10 時）	夜間 （午後 10 時～午前 6 時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 A 類型：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域  
B 類型：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部  
C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 3-2-8-13 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

基準値	
昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

② 規制基準等

ア. 特定工場等において発生する騒音

「騒音規制法」(昭和 43 年、法律第 98 号)に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準を、表 3-2-8-14 に示す。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、船橋市告示第 66 号(平成 15 年)において第二種区域に指定されている。

イ. 特定建設作業に伴って発生する騒音

「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を表 3-2-8-15 に示す。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、船橋市告示第 66 号(平成 15 年)において第一号区域に指定されている。

ウ. 自動車騒音

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度を表 3-2-8-16 に示す。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、船橋市告示第 66 号(平成 15 年)において b 区域に指定されている。

表 3-2-8-14 騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

時間区分 区域区分	午前 8 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 及び午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌朝の午前 6 時まで
	第一種区域	50 デシベル	45 デシベル
第二種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

備考 1 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、騒音規制法第 4 条第 1 項の規定により市長が定める第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域を、その他の区域とは、それら以外の区域をいう。

- (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- (2) 第二種区域 第二種住居地域、二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部
- (3) 第三種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- (4) 第四種区域 工業地域及び工業専用地域
- (5) その他の地域

備考 2 第一種区域の区域外に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)  
最終改正(平成 27 年 4 月、環境省告示第 67 号)  
(平成 27 年 9 月、船橋市規則第 125 号)

表 3-2-8-15 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

地域の区分	敷地の境界における騒音の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第一号区域	85 デシベルを超えないこと	午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	10 時間を超えない	連続 6 日間 を超えない	日曜日 その他の休日
第二号区域		午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	14 時間を超えない		

備考 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域・工業専用地域のうち、80m 以内に学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園がある地域

第二号区域：工業地域・工業専用地域のうち、80m 以内に学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園がない地域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月、厚生省・建設省告示第 1 号)  
最終改正 (平成 27 年 4 月、環境庁告示第 66 号)  
(令和元年 5 月、船橋市規則第 5 号)

表 3-2-8-16 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考 a を当てはめる区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居地域

b を当てはめる区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部

c を当てはめる区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ただし、上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以上の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から 20 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は次表に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間の自動車騒音の要請限度

昼間(午前 6 時～午後 10 時)	夜間(午後 10 時～午前 6 時)
75 デシベル	70 デシベル

注) 上表にかかわらず、学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域または、幹線交通を担う道路区間の全部または一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事が公安委員会と協議して限度値を定めることが出来る。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年 3 月、総理府令 15 号)

最終改正 (平成 23 年 11 月、環境省令第 32 号)



(6) 振動

① 特定工場等において発生する振動

「振動規制法」(昭和 51 年、法律第 64 号) 及び「船橋市環境保全条例」に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準を表 3-2-8-17 に示す。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、船橋市告示第 70 号(平成 15 年)において第一種区域に指定されている。

② 特定建設作業に伴って発生する振動

「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を、表 3-2-8-18 に示す。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、船橋市告示第 70 号(平成 15 年)において第一号区域に指定されている。

③ 道路交通振動

「振動規制法施行規則」に基づく道路交通振動の要請限度を、表 3-2-8-19 に示す。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、船橋市告示第 70 号(平成 15 年)において第一種区域に指定されている。

表 3-2-8-17 振動規制法に基づく特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～午前 8 時)
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 1 第一種区域とは振動規制法第 4 条第 1 項の規定により市長が定める第一種区域を、第二種区域は、それら以外の区域をいう。

- (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

- (2) 第二種区域 その他の地域

備考 2 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月、環境庁告示第 90 号)

最終改正 (平成 27 年 4 月、環境省告示第 65 号)

(平成 27 年 9 月、船橋市規則第 125 号)

表 3-2-8-18 振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

地域の区分	敷地の境界における振動の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第一号区域	75 デシベルを超えないこと	午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	10 時間を超えない	連続 6 日間を超えない	日曜日 その他の休日
第二号区域		午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	14 時間を超えない		

備考 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域・工業専用地域のうち、80m 以内に学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園がある地域

第二号区域：工業地域・工業専用地域のうち、80m 以内に学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園がない地域

出典：「振動規制法」（昭和 51 年 11 月、法律第 64 号）

最終改正（平成 26 年 6 月、法律第 72 号）

表 3-2-8-19 振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考 第一種区域、第二種区域の区分は次のとおりとし、用途地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいう。

- (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第一種住居地域及び準住居地域
- (2) 第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域の一部

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）

最終改正（平成 27 年 4 月、環境省令第 19 号）

(7) 悪臭

① 悪臭防止法による規制

「悪臭防止法」(昭和46年、法律第91号)では、特定悪臭物質濃度又は臭気指数のどちらかの規制手法により悪臭が規制されており、船橋市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。基準は敷地境界線における規制基準(1号基準)、気体排出口の規制基準(2号基準)及び排出水の規制基準(3号基準)が定められている。

船橋市における敷地境界上の規制基準を表3-2-8-20に、気体排出口の規制基準を表3-2-8-21に、排出水の規制基準を表3-2-8-22に示す。

船橋市は市全域が悪臭防止法の規制地域である。対象事業実施区域及びその周辺は悪臭の規制地域となっている。

表3-2-8-20 敷地境界線における特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)
アンモニア	1以下
メチルメルカプタン	0.002以下
硫化水素	0.02以下
硫化メチル	0.01以下
二硫化メチル	0.009以下
トリメチルアミン	0.005以下
アセトアルデヒド	0.05以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下
ノルマルバレールアルデヒド	0.009以下
イソバレールアルデヒド	0.003以下
イソブタノール	0.9以下
酢酸エチル	3以下
メチルイソブチルケトン	1以下
トルエン	10以下
スチレン	0.4以下
キシレン	1以下
プロピオン酸	0.03以下
ノルマル酪酸	0.001以下
ノルマル吉草酸	0.0009以下
イソ吉草酸	0.001以下

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月、総理府令第39号)

最終改正(平成23年11月、環境省令第32号)

表 3-2-8-21 排出口における気体中の特定悪臭物質の規制基準

排出口における特定悪臭物質の規制基準は、次式により算出して得た流量とする。  
 $q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$      $q$  : 流量 (単位は 0°C、1 気圧の状態に換算した m<sup>3</sup>/時)  
 $H_e$  : 規定する方法により補正された排出口の高さ (m)  
 $C_m$  : 以下に示す敷地境界の地表における大気中の規制基準値

特定悪臭物質の種類	規制基準 $C_m$ (ppm)
アンモニア	1 以下
硫化水素	0.02 以下
トリメチルアミン	0.005 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 以下
イソバレールアルデヒド	0.003 以下
イソブタノール	0.9 以下
酢酸エチル	3 以下
メチルイソブチルケトン	1 以下
トルエン	10 以下
キシレン	1 以下

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月、総理府令第 39 号)  
 最終改正 (平成 23 年 11 月、環境省令第 32 号)

表 3-2-8-22 排出水中の特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質の種類	排出水の量 (m <sup>3</sup> /秒)	規制基準 (mg/l)
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007 以下
	0.1 を超える	0.002 以下
硫化水素	0.001 以下	0.1 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02 以下
	0.1 を超える	0.005 以下
硫化メチル	0.001 以下	0.3 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07 以下
	0.1 を超える	0.01 以下
二硫化メチル	0.001 以下	0.6 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1 以下
	0.1 を超える	0.03 以下

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月、総理府令第 39 号)  
 最終改正 (平成 23 年 11 月、環境省令第 32 号)

② 千葉県による指導

千葉県は臭気濃度の目標値を表 3-2-8-23 に示すとおりに定めており、対象事業実施区域は「未指定地域 (工業団地を除く)」に該当する。

表 3-2-8-23 臭気濃度の千葉県指導目標値

地域区分	排出口	敷地境界
第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	500 程度	15 程度
近隣商業地域、準工業地域及び未指定地域 (工業団地を除く)	1,000 程度	20 程度
工業専用地域	2,000 程度	25 程度

出典：「千葉県悪臭防止法の指針」(昭和 56 年 6 月、大第 90 号千葉県環境部長通知)

(8) 地盤沈下

千葉県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護するとともに、地盤沈下を未然に防止する観点から地下水採取の規制を行っている。地下水採取の規制対象の一覧を表 3-2-8-24 に、地下水採取の許可基準の一覧を表 3-2-8-25 に、千葉県内の地下水採取の規制指定地域図を図 3-2-8-2 に示す。

船橋市は市全域が地下水採取の規制地域である。対象事業実施区域及びその周辺はこれらの地下水採取の規制適用を受ける地域である。

表 3-2-8-24 地下水採取の規制対象一覧

揚水施設の規模	揚水施設の規模	揚水施設の規模
吐出口の断面積が 6 平方センチメートルを超えるもの	工業用 (工業とは製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業及びガス供給業及び熱供給業をいう)	工業用水法
	建築物用 (冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場(浴室床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの))	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
	鉱業、農業、水道事業、簡易水道事業、専用水道、小規模水道、工業用水道事業、10 ヘクタール以上のゴルフ場における散水用	千葉県環境保全条例
揚水機の定格出力 <sup>注)</sup> が 0.75 キロワットを超えるもの	工業、鉱業、建築物、農業、水道事業、簡易水道事業、専用水道、小規模水道、工業用水道事業、10 ヘクタール以上のゴルフ場における散水用	船橋市環境保全条例

注)：特定用途に供する揚水機が 2 つ以上あるときは、その定格出力の合計

出典：「地下水を採取する施設(井戸)の設置をお考えの方へ」(船橋市ホームページ)

表 3-2-8-25 地下水採取の許可基準一覧

法令名	井戸のストレーナーの位置	揚水機の吐出口断面積
工業用水法	650 メートル以深	21 平方センチメートル以下
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650 メートル以深	21 平方センチメートル以下
千葉県環境保全条例	650 メートル以深 <sup>注)</sup>	21 平方センチメートル以下 <sup>注)</sup>
船橋市環境保全条例	550 メートル以深 <sup>注)</sup>	—

注)：他の水源を確保することが著しく困難であると認められる等、一定の要件が満たされる時には例外許可の対象となる場合がある。

出典：「地下水を採取する施設(井戸)の設置をお考えの方へ」(船橋市ホームページ)



(9) 温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年、法律第117号)に基づき、平成18年4月に「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」が施行されている。この制度は、温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定・報告し、排出の情報を公表する制度である。

対象者は、温室効果ガスの種類によって分かれており、エネルギー起源CO<sub>2</sub>では、特定事業所排出者(すべての事業所のエネルギー使用合計が1,500k1/年以上)と特定輸送排出者(省エネ法による指定)が対象となっている。エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスでは、温室効果ガスの排出活動が二酸化炭素換算で3,000トン以上かつ従業員数が21人以上の事業所が対象となっている。

排出量算定の対象となる事業活動を表3-2-8-26に示す。

表3-2-8-26 排出量算定の対象となる活動

温室効果ガスの種類	活動内容
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	燃料の使用、他者から供給された電気の使用、他者から供給された熱の使用
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	原油又は天然ガスの試掘・生産、セメントの製造、生石灰の製造、ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造、ソーダ灰の製造、ソーダ灰の使用、アンモニアの製造、シリコンカーバイドの製造、カルシウムカーバイドの製造、エチレンの製造、カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用、電気炉を使用した粗鋼の製造、ドライアイスの使用、噴霧器の使用、廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用
メタン(CH <sub>4</sub> )	燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用、電気炉における電気の使用、石炭の採掘、原油又は天然ガスの試掘・生産、原油の精製、都市ガスの製造、カーボンブラック等化学製品の製造、家畜の飼養、家畜の排せつ物の管理、稲作、農業廃棄物の焼却、廃棄物の埋立処分、工場廃水の処理、下水、し尿等の処理、廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用、原油又は天然ガスの試掘・生産、アジピン酸等化学製品の製造、麻酔剤の使用、家畜の排せつ物の管理、耕地における肥料の使用、耕地における農作物の残さの肥料としての使用、農業廃棄物の焼却、工場廃水の処理、下水、し尿等の処理、廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造 ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造 家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入 業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入 業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入 家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収 プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用 噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入、噴霧器の使用 半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFCの使用 溶剤等の用途へのHFCの使用
パーフルオロカーボン類(PFC)	アルミニウムの製造、PFCの製造、 半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用 溶剤等の用途へのPFCの使用
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	マグネシウム合金の鋳造、SF <sub>6</sub> の製造 変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF <sub>6</sub> の封入 変圧器等電気機械器具の使用、変圧器等電気機械器具の点検におけるSF <sub>6</sub> の回収 変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF <sub>6</sub> の回収 半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF <sub>6</sub> の使用
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )の製造 半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるNF <sub>3</sub> の使用

出典：「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」(環境省ホームページ)

#### 4. 国土保全に係る指定及び土地利用規制の状況

対象事業実施区域及びその周辺の土地利用規制状況を表 3-2-8-27 及び表 3-2-8-28 に、土地利用規制等現況図を図 3-2-8-3 に示す。

対象事業実施区域内には土地利用規制等の指定はない。

対象事業実施区域周辺部の土地利用規制等は、対象事業実施区域の西側には千葉県知事指定の急傾斜地崩壊危険区域が存在し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により工作物の設置や掘削などの行為が規制されている。また、対象事業実施区域の北側には船橋市指定の風致地区が存在し、「風致地区条例」により建築物の高さや規模等を抑える等が制限されている。なお、対象事業実施区域内及びその周辺には、国立公園、国定公園、自然公園、保安林、砂防指定地、地すべり防止区域等の指定はない。

表 3-2-8-27 土地利用規制（急傾斜地崩壊危険区域）の指定状況

項目	地区名	指定面積（㎡）	指定年月日	指定番号
急傾斜地崩壊危険区域	夏見 6	5,037	平成 25 年 11 月 19 日 平成 29 年 1 月 17 日	524

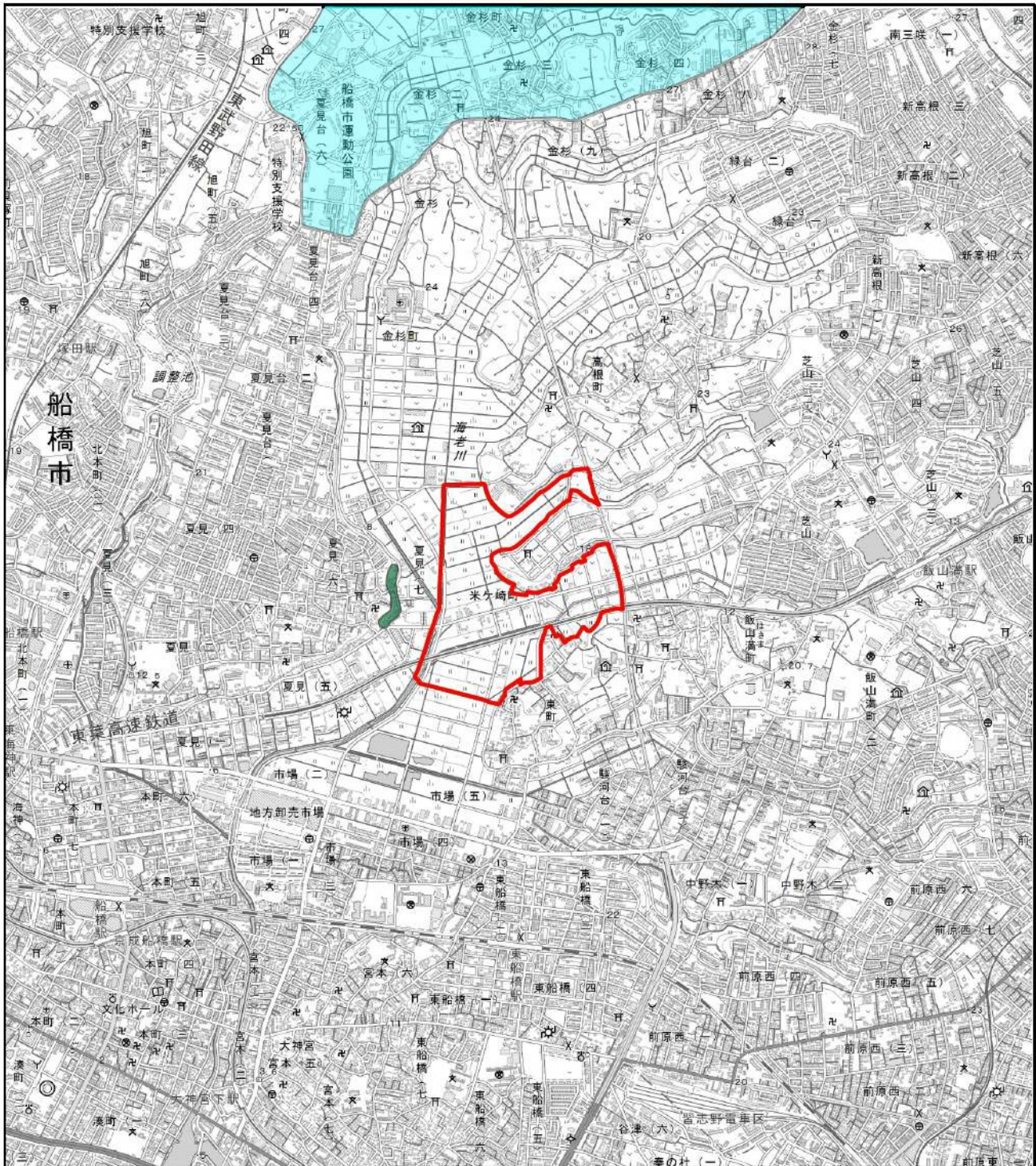
出典：「急傾斜地崩壊危険区域（船橋市）」（千葉県ホームページ）

表 3-2-8-28 土地利用規制（風致地区）の指定状況

風致地区名	面積（ha）	区域
滝不動	217	夏見台、馬込町、金杉台、金杉、金杉町、二和西

出典：「船橋の風致地区」（船橋市ホームページ）





凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 風致地区
-  : 急傾斜崩壊危険区域



1:25,000  
 0 250 500 750 1,000  
 m

出典:「船橋市地図情報システム」(船橋市ホームページ)  
 「ちば情報マップ」(千葉県ホームページ)  
 ※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

図 3-2-8-3 土地利用規制等現況図

## 5. 文化財の指定状況

### (1) 指定・登録文化財

対象事業実施区域及びその周辺における指定・登録文化財の状況を表 3-2-8-29 に、位置図を図 3-2-8-4 に示す。

対象事業実施区域内には、指定・登録文化財は存在しない。

対象事業実施区域の周辺部には国登録、県指定、市指定の指定・登録文化財が合計 16 か所存在している。対象事業実施区域に最も近いものは、東南東約 50m の能満寺に市指定有形民俗文化財の八十八ヶ所札所大絵馬がある。また、東側約 250m に市指定史跡の取掛西貝塚が、西側約 300m の長福寺に市指定有形文化財の木造聖観世音菩薩立像が存在する。

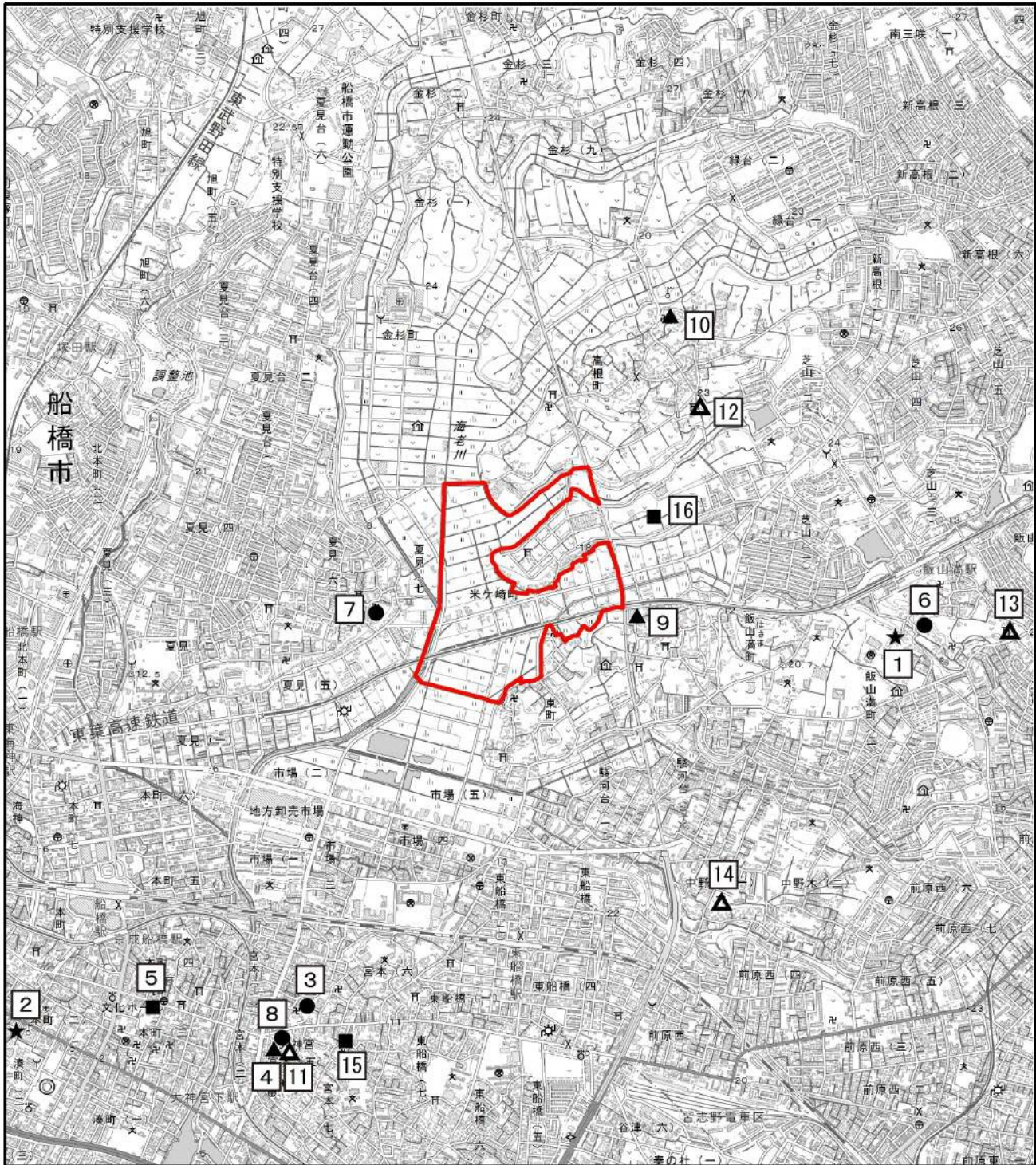
表 3-2-8-29 指定・登録文化財の状況

番号	指定・登録	類別	指定文化財名	所在地	所有者
1	国登録	有形文化財（建造物）	東葉高等学校正門 （旧近藤家住宅長屋門）	船橋市飯山満町 2-670-1	学校法人船橋学園
2	国登録	有形文化財（建造物）	玉川旅館本館・第一別館 ・第二別館	船橋市湊町 2-2720-25	個人
3	県指定	有形文化財（建造物）	西福寺石造五輪塔 西福寺石造宝篋印塔	船橋市宮本 6-16-1	西福寺
4	県指定	有形民俗文化財	灯明台	船橋市宮本 5-2-1	意富比神社
5	県指定	記念物（史跡）	明治天皇船橋行在所	船橋市本町 4-38-15	千葉銀行
6	市指定	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩坐像	船橋市飯山満町 2-744-1	ゆるぎ地藏保存会
7	市指定	有形文化財（彫刻）	木造聖観世音菩薩立像	船橋市夏見 6-23-3	長福寺
8	市指定	有形文化財 （歴史資料）	徳川家康寄進状、 徳川将軍朱印状 附 東照大権現像、葵紋箱	船橋市宮本 5-2-1	意富比神社 （船橋大神宮）
9	市指定	有形民俗文化財	八十八ヶ所札所大絵馬	船橋市飯山満町 1-581	能満寺
10	市指定	有形民俗文化財	八十八ヶ所札所大絵馬	船橋市高根町 1226	観行院
11	市指定	無形民俗文化財	船橋大神宮の神楽	船橋市宮本 5-2-1	船橋大神宮楽部
12	市指定	無形民俗文化財	高根町神明社の神楽	船橋市高根町 600	高根町神明社 神楽連
13	市指定	無形民俗文化財	飯山満町大宮神社の神楽	船橋市飯山満町 2-843	大宮神社 神楽楽人
14	市指定	無形民俗文化財	中野木の辻切り	船橋市中野木 1-12	中野木町会
15	市指定	史跡	鐘楼堂跡 附 和時計 蜀山人筆	船橋市宮本 7-7-1	了源寺
16	市指定	史跡	取掛西貝塚	船橋市飯山満町 1 丁目	船橋市

出典：「ちば情報マップ」（千葉県ホームページ）

「指定文化財」（船橋市ホームページ）

「登録文化財」（船橋市ホームページ）



凡例



：対象事業実施区域

- ★：登録文化財
- ：有形文化財
- ▲：有形民俗文化財
- △：無形民俗文化財
- ：記念物



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-2-8-4 指定・登録文化財位置図

出典：「ちば情報マップ」(千葉県ホームページ)  
 ※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

## (2) 埋蔵文化財

対象事業実施区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財の状況を表 3-2-8-30 に、位置図を図 3-2-8-5 に示す。

対象事業実施区域の南東側となる飯山満町 1 丁目付近から飯山満町字台畑にかけて縄文時代の包蔵地である台畑遺跡があり、その一部分が対象事業実施区域内に存在する。また、対象事業実施区域及びその周辺には多くの埋蔵文化財包蔵地等が存在しており、特に近いものとして、米ヶ崎町の米ヶ崎城跡や米ヶ崎遺跡、飯山満町の取掛西貝塚、東町の東町遺跡などがある。

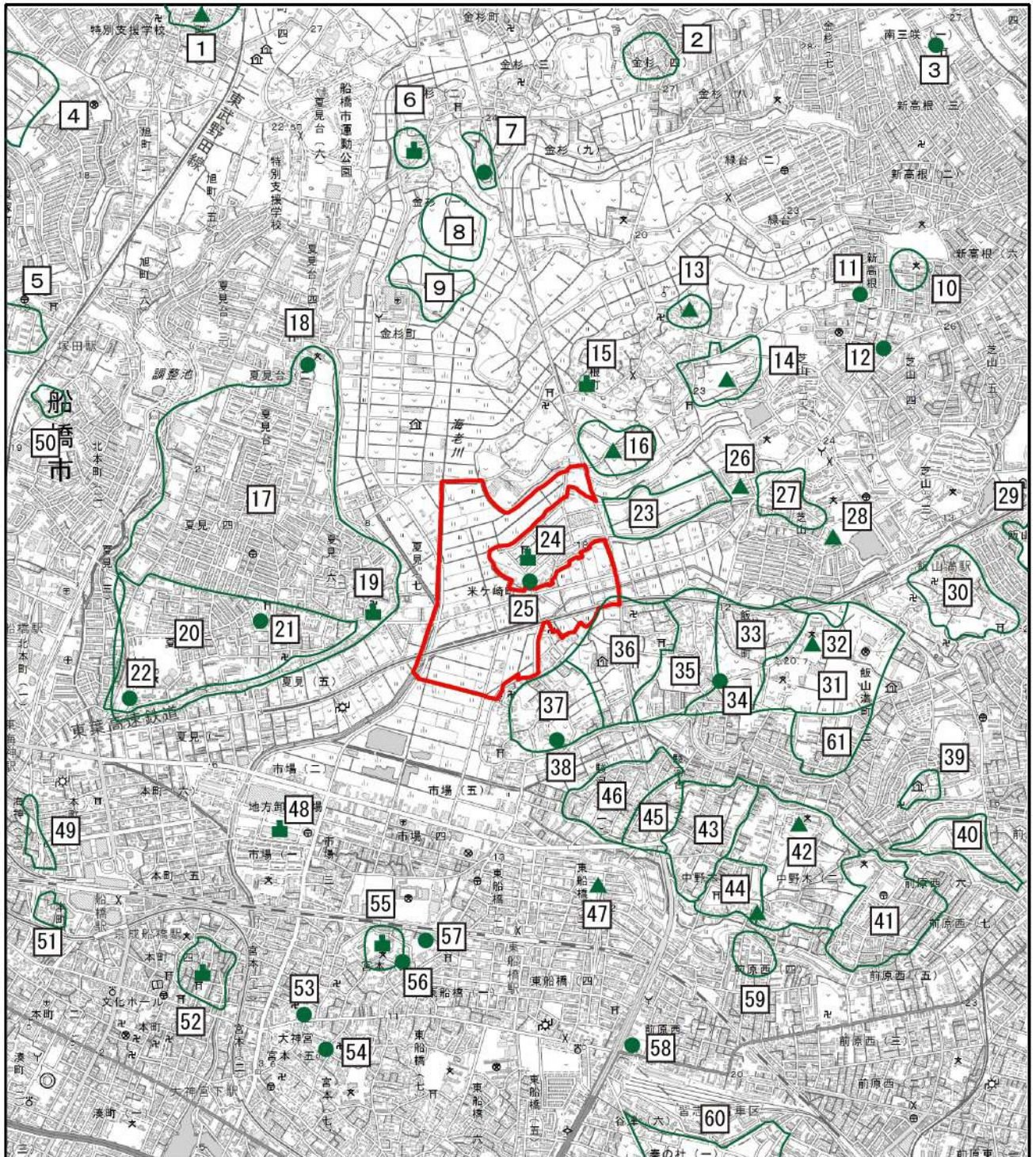
表 3-2-8-30(1) 埋蔵文化財の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	後貝塚	船橋市旭町 3 丁目	貝塚	縄文(中・後)
2	高木遺跡	船橋市金杉 4 丁目	包蔵地	縄文(前期, 中期)
3	南三咲シン見塚	船橋市南三咲 1 丁目	塚	中近世
4	宮前遺跡	船橋市上山町 2 丁目	包蔵地	縄文(中期, 後期)
5	前貝塚堀込貝塚	船橋市前貝塚字堀込	貝塚、集落跡	縄文(前・中・後)
6	金杉城跡	船橋市金杉 2 丁目	城館跡	中世
7	オオラント塚	船橋市金杉 1 丁目	塚	中近世
8	南堀込遺跡	船橋市金杉 1 丁目	包蔵地	縄文(中期, 後期)
9	立場遺跡	船橋市金杉 1 丁目	包蔵地	古代(古墳, 平安)
10	古和田台遺跡	船橋市新高根 1 丁目	集落跡	縄文(前期, 中期)
11	高根シン見塚	船橋市新高根 1 丁目	塚	中近世
12	飯山満古墳	船橋市芝山 2 丁目	古墳	古墳
13	上高根貝塚	船橋市高根町字上高根	貝塚	縄文(後)
14	ついじ台貝塚	船橋市高根町字ついじ台	貝塚	縄文(中)
15	高根城跡	船橋市高根町字白高山	城館跡	近世
16	唐沢台貝塚	船橋市高根町字唐沢台	貝塚	縄文(中)
17	八栄北遺跡	船橋市夏見町 2 丁目	集落跡	縄文(早期, 前期), 古代(古墳, 平安)
18	笹塚古墳	船橋市夏見台 4 丁目	古墳	古墳
19	夏見城跡	船橋市夏見台 6 丁目	城館跡	近世
20	夏見大塚	船橋市夏見	集落跡	弥生(後期), 古代(古墳, 奈良, 平安)
21	夏見古墳	船橋市夏見台 2 丁目	古墳	古墳(?)
22	花輪塚古墳	船橋市夏見 2 丁目	古墳	古墳
23	取掛西貝塚	船橋市飯山満町 1-1364-1 他	貝塚, 集落跡	縄文(早期, 前期, 中期, 後期), 古代(平安)
24	米ヶ崎城跡	船橋市米ヶ崎町字城之内	城館跡	中世
25	米ヶ崎遺跡	船橋市米ヶ崎町字城之内	包蔵地	縄文(早期)
26	取掛貝塚	船橋市飯山満町 1 丁目	貝塚、集落跡	縄文(前)
27	飯山満東遺跡	船橋市芝山 1 丁目	集落跡, 貝塚	縄文(早期, 前期, 中期, 後期)
28	上飯山満南貝塚	船橋市芝山 1 丁目	貝塚、集落跡	縄文(中)
29	宮下田遺跡	船橋市飯山満町 3 丁目	集落跡	縄文、中近世

表 3-2-8-30(2) 埋蔵文化財の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
30	ユルギ松遺跡	船橋市飯山満町 2 丁目	集落跡	縄文(前期, 中期), 弥生, 中世, 近世
31	飯山満西遺跡	船橋市飯山満町 2 丁目	包蔵地	縄文(中期)
32	上飯山満遺跡	船橋市飯山満町 1 丁目	包蔵地, 集落跡, 貝塚	旧石器, 縄文(早期, 中期)
33	川ノ上遺跡	船橋市飯山満町 1 丁目	包蔵地	縄文(中期, 後期)
34	大日塚古墳	船橋市飯山満町 1 丁目	古墳	古墳
35	子の神遺跡	船橋市飯山満町 1 丁目	集落跡	縄文(早期), 古代(古墳, 奈良, 平安)
36	台畑遺跡	船橋市飯山満町字台畑	包蔵地	縄文(早期, 中期), 弥生, 古代(奈良, 平安), 近世
37	東町遺跡	船橋市東町	集落跡	弥生(中期), 古代(古墳, 平安)
38	七熊庚申塚	船橋市東町	塚	中近世
39	中罌遺跡	船橋市飯山満町 2 丁目	包蔵地	縄文(中期)
40	大仲台遺跡	船橋市前原西 6 丁目	包蔵地	旧石器、縄文
41	新山東遺跡	船橋市中野木 2 丁目	包蔵地	縄文(中期, 後期)
42	中野木台遺跡	船橋市中野木 2 丁目	集落跡, 貝塚	縄文(中期)
43	東駿河台遺跡	船橋市中野木 1 丁目	包蔵地	縄文(中期), 古代(古墳), 中世
44	新山貝塚	船橋市中野木 1 丁目	貝塚	近世
45	中駿河台遺跡	船橋市駿河台 2 丁目	包蔵地	中世, 近世
46	西駿河台遺跡	船橋市駿河台 1 丁目	包蔵地	縄文(中期), 古代(古墳), 中世
47	宮本台遺跡群	船橋市東船橋 3 丁目	集落跡, 貝塚	縄文(後期), 古代(古墳, 平安)
48	船橋城跡	船橋市市場 1 丁目	城館跡	中近世
49	天沼遺跡	船橋市海神 2 丁目	包蔵地	古代(古墳)
50	北本町二丁目遺跡	船橋市北本町 2 丁目	包蔵地	旧石器, 縄文(中期)
51	竹ノ越遺跡	船橋市本町 1 丁目 118 番他	包蔵地	古代(古墳)
52	船橋御殿跡	船橋市本町 4 丁目	城館跡	近世
53	西福寺遺跡	船橋市宮本 6 丁目	墓跡	中世
54	カネンド塚	船橋市宮本 5 丁目	塚	中近世
55	峰台遺跡	船橋市宮本 6 丁目	城館跡	中世
56	宮本 6 丁目	船橋市宮本 6 丁目	塚	中近世
57	峰台古墳	船橋市宮本 6 丁目	古墳	古墳
58	前原塚古墳	船橋市前原西 1 丁目	古墳	古墳
59	佐倉道南遺跡	船橋市前原西 4 丁目	包蔵地, 集落跡	旧石器, 縄文(早期, 前期, 中期)
60	谷津貝塚	習志野市谷津 1 丁目 20 他、 奏の杜 2 丁目	包蔵地, 貝塚	縄文(後期)
61	上ホシ遺跡	船橋市飯山満町 2 丁目 454 番 7 他	集落跡	縄文(早期, 中期)

出典：「ちば情報マップ」(千葉県ホームページ)



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 円墳
-  : 貝塚
-  : 城館跡
-  : 包蔵地



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-2-8-5 埋蔵文化財位置図

出典:「ちば情報マップ」(千葉県ホームページ)

※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

### 3-2-9 その他の事項

#### 1. 資源の利用の状況

##### (1) 土石砂利採取

船橋市内には、砂利、土、岩石の採取場は存在しない。

##### (2) 天然ガス

船橋市内では、昭和 20 年代から天然ガスの採掘と利用が行われていたが、昭和 46 年に地盤沈下防止のため天然ガスの採掘が禁止され、それ以降の利用は行われていない。なお、千葉県及び茨城県、埼玉県、東京都及び神奈川県にまたがる南関東地方一帯の地下には「南関東ガス田」が存在し、その中でも船橋地域には「船橋ガス田」と呼ばれる天然ガスを大量に含む地層が深度 1,000~2,000m に存在している。

#### 2. 廃棄物処理の状況

##### (1) 一般廃棄物の排出量

船橋市及び千葉県の一般廃棄物排出量の状況を表 3-2-9-1 に示す。

船橋市における平成 28 年度の一般廃棄物の年間総排出量は 207,654t となっている。また、船橋市の一般廃棄物の排出原単位は 903g/人・日となっており、千葉県の 913 g/人・日に比べわずかに少ない状態である。

表 3-2-9-1 一般廃棄物排出量の状況（平成 28 年度）

市・県	生活系ごみ (t)		事業系ごみ (t)	集団回収 (t)	年間総排出量 (t)	排出原単位 (g/人・日)
	家庭系ごみ	資源ごみ				
船橋市	128,260	8,943	53,148	17,303	207,654	903
千葉県	1,185,814	213,115	593,916	101,471	2,094,316	913

出典：「千葉県統計年鑑（平成 30 年）」（令和元年 7 月、千葉県総合企画部統計課）

##### (2) 廃棄物処理施設

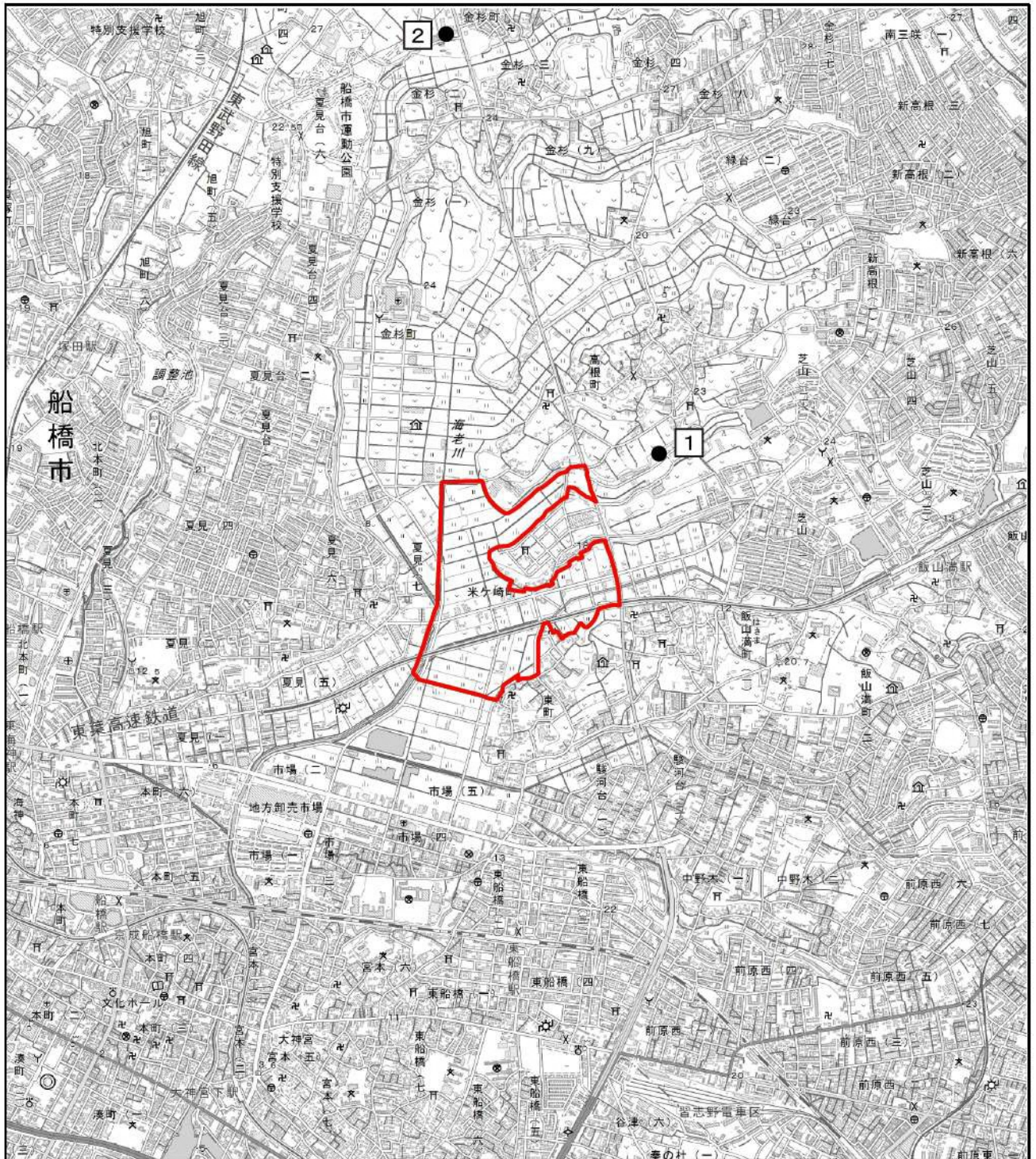
対象事業実施区域及びその周辺における廃棄物処理施設を表 3-2-9-2 に、施設の設置位置を図 3-2-9-1 に示す。

表 3-2-9-2 廃棄物処理施設

番号	業者名	所在地	施設の内容
1	株式会社ペガサス	船橋市高根町 183-1	樹木の処理
2	株式会社サンコートーア	船橋市金杉町 883-1	汚泥の処理

出典：「事業系一般廃棄物の関係機関先一覧」（令和元年 11 月、船橋市ホームページ）

「産業廃棄物処理業者の施設一覧表」（令和元年 12 月、船橋市環境部廃棄物指導課）



凡例



：対象事業実施区域



：廃棄物処理施設



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

出典：「事業系一般廃棄物の関係機関一覧」（令和元年11月、船橋市ホームページ）  
 「産業廃棄物処理業者の施設一覧表」（令和元年12月、船橋市ホームページ）  
 ※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

図 3-2-9-1 廃棄物処理施設位置図



### 3. 公害苦情の状況

船橋市における公害苦情件数の推移を表 3-2-9-3 に示す。

船橋市における平成 29 年度の苦情件数は、大気汚染に関する苦情が 22 件と最も多く、次いで騒音の 15 件となっている。

過去 5 年間の苦情件数の推移を見ると、合計件数は増加傾向にあり、最も多いのは平成 28 年度の 62 件、次いで平成 29 年度の 39 件となっている。

項目別の苦情件数は年度によって変動があるが、過去 5 年間では大気汚染に関する苦情が最も多く、次いで騒音、悪臭の順となっている。

表 3-2-9-3 公害苦情件数の推移

種別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大気汚染	2	7	16	50	22
水質汚濁	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音（低周波含む）	10	8	5	6	15
振動	3	3	0	4	1
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	2	1	17	2	1
合計	17	19	38	62	39

出典：「船橋の環境 平成 30 年度」（平成 31 年 1 月、船橋市環境部環境政策課）

#### 4. 環境基本計画

「船橋市環境基本計画」における基本方針を、表 3-2-9-4 に示す。

船橋市では、平成 9 年 3 月に「船橋市環境基本計画」を策定し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指し、各種の環境保全の取り組みを推進してきた。その後十数年が経過し、環境に関わる新たな法の施行や計画の策定があり、地球温暖化対策や、生物多様性の確保に向けた取り組みの推進が必要となったことから、新たな「船橋市環境基本計画」（計画期間：平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間）が策定されている。

新たな「船橋市環境基本計画」では、目指すべき環境像を、「みんなでつくり 未来へつなぐ 恵み豊かな環境」と定め、市、市民、事業者が連携しながら各種の取組を推進している。

表 3-2-9-4 「船橋市環境基本計画」における基本方針

1. 安全な生活環境の保全

人の健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害の未然防止に努めることにより、安全な生活環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

2. 生物多様性の確保

生物多様性を確保するため、水辺や緑といった貴重な自然を活かし、人と自然が共生するまちづくりを進め、良好な自然環境を未来に受け継いでいくものとします。

3. 快適な地域環境の保全

地域住民が生活していく上での満足度の向上に努め、誰もが安らげる環境を創出することにより、快適な地域環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

4. 未来に向けた地球環境の保全

環境への負荷の少ない循環型社会を構築することにより、かけがえのない地球環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

5. 協働による環境保全への取り組み

市民や事業者の環境保全への取り組みが促進されるよう、環境学習や環境教育を推進し、恵み豊かな環境を市民、事業者、市等であつくり、未来へつなげていくものとします。

出典：「船橋市環境基本計画」（平成 23 年 3 月、船橋市）



#### 第4章 関係地域の範囲

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、以下の地域とする。

- ・船橋市

